

群馬大学大学院保健学研究科教務委員会規程

平成23. 4. 1 制定
改正 平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
令和 4. 6. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の修了に関する事。
- (2) カリキュラムに関する事。
- (3) 非常勤講師に関する事。
- (4) 学生の異動に関する事。
- (5) 教員の担当科目及び資格認定に関する事。
- (6) 前各号に掲げる事項に係る改善に関する事。
- (7) その他保健学研究科の教務に関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健学研究科の主担当を命ぜられた教授のうち保健学研究科長が指名する者
- (2) 保健学研究科入学試験委員会委員長
- (3) 各講座から選出された教授 各2人

2 前項第3号に規定する委員の内1名は、保健学研究科博士後期課程の単位認定者（授業担当）等の選考に関する申合せ（平成23年4月1日制定）に定める基準を満たす准教授とすることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、審議の円滑を図るため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，研究科長が行う。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年6月1日から施行する。